

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月13日（平成29年（行情）諮問第11号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（行情）答申第133号）

事件名：特定労働局が特定病院に対して発行した「請求内容の照会について」（平成27年度分）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働局労災補償課が特定病院に対して発行した「請求内容の照会について」（疑義付箋等の添付資料を含む。支給決定分）平成27年度分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定に対し、諮問庁が全部を不開示とすべきとしていることについて、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示とすることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条1項の規定に基づく開示請求に対し、奈良労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月29日付け奈労発基0729第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の理由

（ア）不開示の理由について

平成28年7月29日付け行政文書不開示決定通知書によると、上記文書の存否について答えることは、特定労働局が特定病院に対して請求の内容を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになるので、本件存否情報は、法5条2号の特定法人を識別できる情報に該当するため、法8条の規定により、本件開示請求を拒否したとのことである。

（イ）不開示の理由がないこと

a 理由不備（行政手続法8条1項違反）

(a) 上記1のとおり，平成28年7月29日付け行政文書不開示決定（以下，第2においては「本件決定」という。）は，本件存否情報が，法5条2号の特定法人を識別できる情報に該当することを理由としている。

(b) ところで，原処分庁は，不開示の際にはその理由を明らかにしなければならない（行政手続法8条1項本文）。

そして，この明らかにすべき不開示の理由の程度については，東京都の公文書開示条例に関する判断であるものの，最判平成4年12月10日集民166号773頁が参考になる。同事件において，最高裁は，「本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは，同条例に基づく公文書の開示請求制度が，都民と都政との信頼関係を強化し，地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって，実施機関においては，公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例1条，3条参照）にかんがみ，非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに，非開示の理由を開示請求者に知らせることによって，その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば，公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては，開示請求者において，本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず，単に非開示の根拠規定を示すだけでは，当該公文書の種類，性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として，本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」と判断している。

行政手続法8条1項の趣旨を，東京都の公文書開示条例7条4項と別意に解する理由は無いから，上記最高裁の判断は，行政手続法第8条1項の解釈，ひいては，本件決定における不開示の理由の提示の程度の判断に当然に妥当するものである。

(c) そして，最高裁は，「開示請求者において，・・・所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず，単に非開示の根拠規定を示すだけでは，当該公文書の種類，性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として，本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と述べるところ，本件決定において，原処分庁は，「本件存否

情報が、法5条2号の特定法人を識別できる情報に該当すること」を理由として掲げるものであり、同理由のみでは、開示請求者たる審査請求人が不開示事由のどれに該当するのかは到底了知できない。

したがって、本件決定の不開示の理由は、行政手続法8条1項要求する理由付記としては十分ではなく、原処分庁には理由提示義務違反がある。この点において、原処分庁の不開示には理由がない。

b 法5条にも該当しないこと

(a) また、審査請求人が開示を求める上記文書、及び、本件存否情報は、審査請求人の財産権を保護するために公にすることが必要な情報であるから、法5条2号但書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、法5条2号の適用は無い。当然ながら同条1号の適用もない。

(b) さらに、審査請求人が開示を求める上記文書、及び本件存否情報を開示したとしても、審査請求人の権利、形相上の地位その他正当な利益を害する恐れがないから、法5条2号イにも4号該当しない。当然ながら、同号アにも該当しない。

(c) 以上のとおり、法5条に該当しないから、この点でも不開示に理由は無い。

(ウ) 結語

以上のとおり、本件決定には、理由不備があり、原処分庁はそもそも不開示の理由を示しているとは言えないし、加えて、審査請求人が開示を求める上記文書、及び、本件存否情報は、法5条に該当しないから、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

(2) 意見書

ア はじめに

(ア) 本件対象行政文書

請求人が平成28年6月29日付け行政文書開示請求書により開示請求した対象は、「特定労働局労災補償課が特定病院に対して発行した「請求内容の照会について」（疑義付箋等の添付資料を含む、支給決定分）平成27年度）」である。

(イ) 開示を要する情報について

請求人は、本件対象行政文書記載の情報の内、全部開示には固執しない。理由説明書（下記第3。以下同じ）記載を参考に、請求人が求める開示の要否は下記のとおりである。

a 被災労働者の氏名・年齢

開示を要しない。

b 傷病名

開示を要する。

c 診断内容

開示を要する。

d 処置に要した金額

開示を要する。

e 特定の事業場の名称・所在地

開示を要しない。

f 労働保険番号

開示を要しない。

g 傷病年月日

開示を要する。（理由説明書には、「傷病年月日」の記載は無いが、照会文書には記載があるので、本件対象行政文書にも記載があるものと思料する。）

h 特定医療機関からなされた回答

開示を要する。但し、開示を要するのは、医学的・政策的な観点からどのような意見が出されているかにかかる情報である。

特定医療機関名や回答者を特定できる情報は開示を要しない。

i 当該回答内容等を踏まえた労災保険診療費請求についての処理状況

開示を要する。

イ 法5条2号イに該当しないこと

(ア)「競争上の地位，財産権その他正当な利益」が害される客観的な蓋然性を必要とすること

a 客観的な蓋然性を要すること

法5条2号イは、「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示としている。

もっとも，本条2号イに該当するためには，「競争上の地位，財産権その他正当な利益」が害される客観的な蓋然性が必要である。

b 法の趣旨と判断要素

(a) そもそも，法5条2号イを不開示とする趣旨は，「法人等が社会構成員としての自由な事業活動が認められていることにかんがみ，その事業活動上の正当な利益を十分尊重，保護し，行政文書が開示されることによって法人等に不利益を与えることを防止しようとしたもの」である。

(b) 他方で、法が、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的とし（1条）、行政文書の開示を原則としている（5条）ことからすれば、上記の非開示事由としての情報は、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきであり、「法の前記趣旨、目的からすれば形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密に属する情報に当たれば、その全てが非公開とされると解するのは相当でなく、当該情報の性質、内容、公にされている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などの要素を総合考慮したした上」で、その充足性を判断すべきである。

(c) また、法5条2号イが要求する「おそれ」についても、その有無は、「単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であると解するべきである」し、「単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等の権利利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められること」を要すると解すべきである。

(イ) 法5条2号イに該当しないこと

a 諮問庁の説明

(a) 諮問庁は、理由説明書において、「公にすることにより、当該医療機関において医療行為や保険請求の事務処理が適切に行われていないなどの無用の批判を受けるおそれがある」旨説明する。

(b) ところで、諮問庁は、上記説明部分の直後に、「本件対象行政文書の全体が、特定医療機関の権利・・を害する情報と判断されるため」と説明しており、これらの記載からすれば、諮問庁が法5条2号イ該当性との関係で、保護の対象を特定医療機関としているのか、請求人が運営する特定病院（当該医療機関）としているのか、あるいは、「特定医療機関」と「当該医療機関」と同じ意味で用いているのかが判然としない。

b 法5条2号イに該当しないこと

(a) 上記のとおり、諮問庁が、法5条2号イとの関係で、特定医療機関を念頭においているのか、それとも請求人が運営する特

定病院（当該医療機関）を念頭においているのかは判然としませんが、以下に述べるとおり、いずれの場合であっても、法5条2号イに該当しない。

- (b) 先ず、前者（特定医療機関）が対象であれば、そもそも「不適切な医療行為などの無用の批判を受けるおそれ」は法的保護に値するとは評価しえないし、そのような法的な批判がなされる客観的な蓋然性も存在しない。

なお、特定医療機関との関係では、上記ア（イ）hで述べたとおり、本件対象行政文書中の「特定医療機関からなされた回答」のうち、医学的・政策的な観点からどのような意見が出されているか、にかかるとの情報のみが開示されれば足りるのであって、特定医療機関名や回答者を特定できる情報は開示を要しない。したがって、特定医療機関名や回答者にかかる記載を除けば、「特定医療機関の権利・・・を害する」こともない。

- (c) 次に、後者（特定病院）の場合、上記前者の事情に加えて、そもそも、後者を運営している請求人が開示請求しているのであるから、同請求人を保護するために不開示とする実質的理由は乏しい。

この点に関しては、法5条1号と本人開示請求の関係の議論状況と類似する。実際に、最判平成13年12月18日民集55巻7号163頁は、本人開示請求に関し、個人情報であるというだけで開示請求を拒否することはできないと判示している。なお、個人情報に関しては、同判例の後に行政機関個人情報保護法が制定され、同法による開示を求めることができるから、あえて法（情報公開法）による開示を認める実益は乏しいとの批判はありうるものの、本件のような法人の場合には、そのような別途の定めによる開示は認められないのであるから、法（情報公開法）により開示を認めるべき要請は極めて大きい。

したがって、特定病院の保護を理由に不開示とすべきではない。

- (d) したがって、諮問庁が説明する保護の対象が、いずれであれ、本件対象行政文書は、法5条2号イに該当しない。

ウ 法5条1号に該当しないこと

- (ア) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（法5条1号ロ）に該当すること

a 公法上の義務的開示

- (a) 個人情報に該当しても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、開示の対象となる。

(b) 情報公開法要綱案第6(1)ニは、「人の生命、身体、健康又、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」と規定しており、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の比較衡量の結果、後者が前者に優越する場合には開示が義務付けられる旨を定めていた。法5条1号口は、「より」との文書は無いものの、比較衡量が行われるべきとの趣旨を変更するものではない。

b 本件対象行政文書中の個人情報について

(a) 理由説明書によれば、本件対象行政文書において、労災保険の請求にかかる特定個人の氏名、年齢、傷病の部位、傷病の状況、診断内容及び処置に要した金額並びに特定個人を雇用する事業場の名称、所在地及び労働保険番号等の情報が記載されているとのことである。

(b) もっとも、重要なのは、上記情報の全部ないし大半は、請求人が運営する特定病院から原処分庁に送付された労災保険の請求に係る書類等に記載されているのであって、既に同じ情報を請求人が保有していることである。したがって、上記情報が開示されたとしても、何ら新しい情報は公にならないのであって、個人の正当な権利利益の新たな侵害は生じない。被開示者（請求人）以外の広く一般の者（「公」）に流出するおそれを考慮しても、同じ情報を請求人が保有している以上は、原処分庁の開示の有無にかかわらず、広く一般の者（「公」）に伝わる可能性は変わらないのである。

そうすると、本件対象行政文書中の個人情報に関する限りは、その要保護性の程度は相対的に小さい。

c 法5条1号口に該当すること

上記bのとおり、本件対象行政文書中の個人情報に関する限りは、その要保護性の程度は相対的に小さいところ、他方で、本件対象行政文書が開示されれば、請求人の診療費請求が保全される蓋然性が高まり、請求人の財産権の確保（保護）に資するのであるから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（法5条1号口）に該当する。

したがって、本件対象行政文書は、除外事由に該当する。

(イ) 個人情報部分は開示を要しないこと

a 開示を要しない情報

上記ア(イ)で述べたとおり、開示を要するのは、傷病名、診断内容、処置に要した金額、傷病年月日のみであり、被災労働

者の氏名・年齢，特定の事業場の名称・所在地，労働保険番号は開示を要しない。

b 開示を要する情報のみでは，法5条1号に該当しないこと

被災労働者の氏名・年齢，特定の事業場の名称・所在地，労働保険番号を開示の情報から除いた場合，特定の個人を識別することはできないし，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。したがって，法5条1号に該当しない。

エ 法5条6号に該当しないこと

(ア) 法5条6号

a 「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合の解釈

(a) 法5条6号の趣旨は，行政機関が行うすべての事務又は事業は，法律に基づき公益に適合するように行われなければならないため，開示することによりその事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は，不開示とする合理的な理由が認められるというものである。

ところで，国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり，公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であるため，同号は，公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまで例示的に掲げた上で，これらのおそれ以外については，柱書において「その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

(b) 上記趣旨及び構造に照らすと，同号柱書にいう「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは，当該事務又は事業の根拠となる法令の規定の文言及び趣旨，当該事務又は事業の目的，その目的達成のための手法等に照らして，その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合をいうものと解するべきである。

(c) そして，同号が，同条1号ただし書口，2号ただし書きのように「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」を明示的に不開示情報から除外していないことからすれば，同号は，柱書きにいう

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」か否かの判断において、人の生命、健康、生活又は財産の各利益を保護するために当該情報を公にする必要があるか否かを考慮要素の一つとして勘案することを予定しているものと解される。また、行政機関の長は開示請求に係る行政文書を開示しなければならないのが原則とされている（同条柱書き）ことからすれば、同条6号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要というべきである。なお、上記「おそれ」や「支障」については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するべきである。

b 法5条6号は、行政機関に広範な裁量を与えるものではないこと

「情報公開法要綱策の考え方4（6）」において示されているように、法5条6号は行政機関に広範な裁量を与えるものではない。

(イ) 法5条6号に該当しないこと

a 諮問庁の説明

理由説明書によると、諮問庁は、特定医療機関からの回答は任意に得た情報であり、これらの任意に提供された情報を公にすることとなれば、今後都道府県労働局からの照会に協力を得られなくなるおそれがある等を理由として掲げる。

b 法5条6号に該当しないこと

(a) しかしながら、上記諮問庁の説明は、「実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性」を説明するものとは到底いえない。前記のとおり、行政機関の長は開示請求に係る行政文書を開示しなければならないのが原則なのであるから（法5条柱書）、同原則に照らしでも、例外的な非開示事由は限定的に解すべきであり、諮問庁が説明する抽象的な可能性では不足である。

(b) また、前記のとおり、特定医療機関名や回答者名にかかる情報は、開示を要さないのであるから、この点の情報を除けば、諮問庁が述べる「都道府県労働局からの照会に協力を得られなくなるおそれ」さえない。

オ 部分開示すべきこと（法6条）

(ア) はじめに

上記イないしエで述べたとおり、本件対象行政文書は、諮問庁が指摘する法5条1号、同条2号イ及び同条6号のいずれにも該当しないから、同条柱書の原則どおり直ちに開示すべきである。

仮に、上記いずれかに該当するとしても、部分開示（法6条）すべきである。

(イ) 部分開示すべきこと

a 法6条

(a) 法6条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定める。

(b) また、同条2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と定める。

(c) 以上のように、法は部分開示を予定している。

b 部分開示すべきであること

上記ア（イ）で述べたとおり、被災労働者の氏名・年齢、特定の事業場の名称・所在地、労働保険審号、特定医療機関からなされた回答のうち、特定医療機関名や回答者名は開示を要しない。

そして、上記情報を開示対象から除いた場合、法5条1号、同条2号イ、及び同条6号のいずれにも明らかに該当しないことは、上記イないしエで述べたとおりである。加えて、これらは容易に区分して除くことが可能と思料される。

したがって、仮に全部開示が認められないとしても、法6条に基づき、上記部分を除いた部分について、部分開示がなされるべきである。

カ 裁量的開示がなされるべきであること

万が一、法5条又は法6条による開示が認められないとしても、本件では、公益上特に必要性が認められるのであるから、法7条に基づき、裁量的開示がなされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年6月29日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「特定労働局労災補償課が特定病院に対して発行した「請求内容の照会について」（疑義付箋等の添付資料を含む。支給決定分）平成27年度分」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年10月14日付け（同月20日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分を変更し、その存否を明らかにした上で法5条1号、2号イ及び6号柱書に基づき全部不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、医療機関名を特定した上で、平成27年度において特定労働局労働基準部労災補償課が労災補償支給決定の判断に当たって特定医療機関に対し発出した照会文書のうち支給決定分のものについて、その開示を求めたものであり、当該照会文書の原本は特定医療機関に発出し原処分庁において保有していないことから、当該照会文書の発出に係る決裁文書を本件対象文書として特定した。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、都道府県労働局に対し労災保険の診療費請求をした医療機関に対して、その請求内容や診断内容について疑義が生じた場合などに、その診断内容の詳細などについて照会をするため、都道府県労働局から医療機関に対し送付される文書であり、当該照会文書には、照会に係る被災労働者の氏名、年齢、傷病名、診断内容、処置に要した金額、特定の事業場の名称、所在地及び労働保険番号等の情報が記載されているものである。また、原処分庁が保有する本件対象文書には、照会文書発出後における特定医療機関からなされた回答の内容及び当該回答内容等を踏まえた労災保険診療費請求についての処理状況等の情報の記載が認められる。

(3) 原処分の不開示理由に対する諮問庁の判断について

原処分においては、対象文書の存否を明らかにすることにより、特定労働局が当該医療機関に対して請求内容の確認を行った事実を明らかにすることとなり、法5条2号に規定する不開示情報を開示することとな

るため、法8条の規定に基づき存否応答拒否として不開示決定を行ったものである。

この点について、諮問に際して検討したところ、特定労働局が当該医療機関に対し行った請求内容の確認は、労災保険の請求を行っている医療機関に対して労働局から一般的に行われるものであり、特定労働局が当該医療機関に対して請求内容の確認を行ったという情報を開示することにより、特定医療機関の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するものとはいえないと判断したものである。

このため、本件存否情報は、法5条各号の不開示情報を開示することになるとは認められないと判断した。

(4) 本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 法5条2号イの不開示情報該当性

労災保険の診療費請求に係る診療内容の照会是一般的に行われるものであるため、照会が行われたという事実については、公にすることによって特定医療機関の利益、競争上の地位その他正当な利益を害する情報ではないが、その内容や件数等の情報については、公にすることにより、当該医療機関において医療行為や保険請求の事務処理が適切に行われていないなどの無用な批判を受けるおそれのあるものである。このため、本件対象文書の全体が、特定医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報と判断されるため、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書については、全部不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号不開示情報該当性

本件対象文書には、労災保険の請求に係る特定個人の氏名、年齢、傷病の部位、傷病の状況、診断内容及び処置に要した金額並びに特定個人を雇用する事業場の名称、所在地及び労働保険番号等の情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないものであるため、これらの情報を不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き不開示情報該当性

本件対象文書のうち特定医療機関からの回答内容に係る記載については、当該医療機関から任意に得た情報であり、これらの任意に提供された情報を公にすることとなれば、今後、都道府県労働局からの照会に協力が得られなくなるおそれがある等、都道府県労働局の

適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、法5条1号、2号イ及び第6号柱書きに基づき全部不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年1月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年2月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月1日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件は、「特定労働局労災補償課が特定病院に対して発行した「請求内容の照会について」（疑義付箋等の添付資料を含む。支給決定分）平成27年度分」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定労働局が当該医療機関に対して請求内容の照会を行った事実を明らかにすることとなり、本件存否情報は、法5条2号の特定法人を識別できる情報に該当するとして、法8条の規定に基づき存否応答拒否として不開示決定（原処分）を行った。

諮問庁は、原処分を変更し、本件対象文書に該当するものとして上記第3の3（2）の文書を特定し、その全部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに基づき不開示とすべきとしている。

これに対して、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）。以下同じ。）のア（イ）において、本件対象文書のうち、傷病名、診断内容、処置に要した金額、傷病年月日、特定医療機関からなされた回答のうち医学的・政策的な観点からの意見（特定医療機関名や回答者を特定できる情報は除く。）及び当該回答等を踏まえた労災保険診療費請求についての処理に該当する部分についての開示を求めていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）傷病名、診断内容、処置に要した金額及び傷病年月日について

当該不開示部分は、特定医療機関を受診した個人の私的な情報であり、一般的に他人に知られたくないものであり、関係者にとって、当該受診

者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該部分は法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

また、法5条1号ただし書の該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 特定医療機関からなされた回答について

審査請求人は、特定医療機関からなされた回答のうち医学的・政策的な観点からの意見（特定医療機関名や回答者を特定できる情報は除く。）について開示を求めているが、当該不開示部分は、特定医療機関を受診した者の診断内容に関する情報であり、一般的に他人に知られたくないものであり、関係者にとって、当該受診者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、上記(1)と同様の理由により、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 回答内容等を踏まえた労災保険診療費請求についての処理に該当する部分について

当該不開示部分については、これを公にすることになれば、特定医療機関の診療内容とそれに対する審査の回数、診療費の減額の状況等が明らかになることにより、当該医療機関において医療行為や保険請求の事務処理が適切に行われていないなどの無用な批判を受けるおそれがあるものである。このため、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2(2)カ）において、公益上特に必要性が認められるのであるから、法7条に基づき、裁量的開示がなされるべきであると主張するが、審査請求人が開示を求める部分は、上記2のとおり不開示情報に該当し、これを公にすることに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、法人である審査請求人が有する情報と今回の開示請求

内容が同一のものを含むことなどを理由に、開示すべきと主張している。しかし、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別の事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定に対し、諮問庁がその存否を明らかにした上で、その全部を同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについて、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子